

施策(33) 消防・防災・防犯のしくみづくりを進める

▶ 施策がめざすべき方向性

安全・安心な暮らしを保障するため、消防・防災・救急体制・防犯の仕組みづくりの整備や治山・治水事業などに取り組みます。また、住民・行政等関係機関が一体となった地域防災力の向上を図ります。

▶ 施策の現状

内 容

- 「自らの地域は、自らが守る」という地域づくりをめざし、消防ポンプ自動車、防火水槽、小型動力ポンプ等の消防施設の整備・充実を推進しています。また、自治会等が購入する防火用機械器具や消防施設整備への補助をしています。
- 消防団は、各地区で組織され活動しています。また、技術の修練のほか、組織の活性化と充実のため、地域住民への広報活動等を行っています。
- 仕事やその勤務形態の多様化などにより、消防団員の確保が難しくなっています。
- 住民参加による総合防災訓練の定期的な実施や、地震防災マップ・洪水ハザードマップの全戸配布などにより、防災意識の向上のための啓発と実践的な訓練を行っています。
- 建設工業会をはじめLPガス協会など各種団体と「災害時の応援協定」を締結しています。
- 土砂災害を未然に防止するため、治水事業や急傾斜地崩壊対策事業・砂防事業の整備を推進しています。
- 県が管理する河川においては、危険度の高い順に改修が行われています。また、町管理の河川等も含めて、住民との協働により、河川愛護事業（川ざらえ等）を推進しています。
- 地震被害を少なくするため、公共施設や住宅の耐震化を推進しています。
- 公民館単位の全ての地区で自主防犯団体が組織され、各地区に応じた防犯活動が行われています。また、「子ども110番の家」の設置を推進しています。

▶ 施策の課題

内 容

- 消防団員の確保が難しくなっているため、地域や勤務先の理解を得て消防団の団員を確保することが必要です。
- 女性や高齢者をはじめ多くの地域住民が、消火栓や小型動力ポンプなどの操作ができるよう自主的な訓練が必要です。
- 各地区消防団で配備されている、消防ポンプ自動車の定期的な更新が必要です。
- 各種防災訓練などが住民にとって、より実践的で身近なものとなるよう、取り組みを推進し、防災意識の向上を図るとともに、防災マニュアルの作成が必要です。
- 自警団などの自主防災組織の設立や育成を図る必要があります。
- 災害発生時の緊急情報伝達体制の整備・充実を図るとともに、地域の実情に応じた洪水・土砂災害に対する避難対策が必要です。
- 災害時要援護者対策として、地域での情報共有体制の整備や訓練が必要です。
- 河川における堆積土砂の除去などの維持管理を充実させることが必要となっています。また、急傾斜地崩壊対策施設の再整備が必要です。
- 住宅の耐震改修の促進と倒壊の恐れがある不在家屋への対応が必要となっています。また、公共施設の耐震化を進める必要があります。
- 予測をこえる集中豪雨などに見舞われる危険性が増大しており、緊急時に即応できる体制整備が必要です。
- 各地区の自主防犯団体相互や関係機関との連携強化が必要です。

▶ 主な事業・取り組み

内 容
1) 消防団活動の充実に向けて、消防団の重要性・必要性を啓発し、地元自治会・企業等との連携強化により、団員の確保を図ります。
2) 消防団に配備している設備の定期的な更新整備を図ります。
3) 総合防災訓練や出前講座等を実施し、防災意識の高揚に努めます。
4) 自警団などの自主防災組織の重要性について、広報や「モデル組織」の提案などを行い、組織づくりや組織強化に向けた取り組みを推進します。また、女性やシルバー世代が、防災活動へ参画が進むよう取り組みます。
5) 災害対策本部と各防災機関、生活関連機関が連携し、相互に情報収集や連絡が可能となるよう、防災行政無線設備（同報系・移動系）のデジタル化整備を進めます。また、緊急時の情報などを町内全域に的確に発信できるよう検討します。
6) 洪水・土砂災害が想定される地域において、避難所や避難収容施設への具体的な避難ルートを確認を図ります。また、避難収容施設などには、災害時用備蓄品の確保・充実を図ります。
7) 災害時の要援護者の把握や避難支援などの対策の充実とともに、外国語通訳等が必要な方へ、避難所の案内や災害時の対応、防災・防犯の対策などを周知します。
8) 地震発生に備え、家屋の安全性確保の必要性を住民に啓発するとともに、情報提供を行います。また、倒壊の恐れがある不在家屋は、自治会と連携して、所有者への連絡などに努めます。
9) 公共施設の耐震化を進めます。
10) 危険度の高い河川から、整備・改修の具体的な計画を立案するよう、国や県へ働きかけを行い、整備・改修事業を促進します。
11) 集中豪雨対策として、雨水をより効率よく排水するための雨水幹線を整備します。
12) 治山事業や急傾斜地崩壊対策事業・砂防事業により、山地災害から生命・財産をまもるとともに、水源のかん養、生活環境の保全に取り組みます。
13) 大規模な災害による地形の変化に備え、境界の復元を可能にする地籍調査の実施を促進します。
14) 警察、日野町防犯自治会との連携のもと、各地区の自主防犯団体、学校、PTA との協働により、地域ぐるみで、犯罪のないまちづくりを推進します。

日野町における火災件数

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
建物火災	7	4	5	1	6	5
林野火災	0	0	1	0	0	1
車両火災	3	3	1	2	0	0
その他	0	2	1	2	2	1

出所：東近江行政組合消防本部発行：「消防年報」より



日野町における火災による負傷者数

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
死者	0	0	0	0	1	1
負傷者	3	2	2	2	4	0

出所：東近江行政組合消防本部発行：「消防年報」より

安心なまちづくり

施策(34) 事件・事故のない安らげる暮らしをまもる

▶ 施策がめざすべき方向性

日野町は滋賀県下でも、事件・事故の少ない町となっています。暮らしの安らぎをまもるため、交通安全運動の推進や地域防犯力の向上を図るとともに、自主防災を進めます。

▶ 施策の現状

内 容

- 広報などを通じて、住民・事業者へ交通安全を啓発しています。また、保育所や幼稚園の幼児に対しては交通安全教室を開き、高齢者には、シルバーキャラバン隊による交通安全意識の高揚に努めています。
- カーブミラーや転落防止柵、道路表示などの交通安全施設の整備とともに、危険度が高く交通事故が起こる恐れのある区間から歩道の整備を進めています。
- 防犯灯については、通学路や生活道路を優先して設置するとともに、集落内の設置費用の一部を補助しています。
- 町に消費生活相談窓口を設け、滋賀県消費者生活センターなどの関係機関との連携を図り、消費者相談を行っています。

▶ 施策の課題

内 容

- 交通安全に対する、住民や事業所の自主的な取り組みが必要です。
- 事件・事故の危険度の高い通学路や生活道路などの点検強化を図るとともに、交通安全施設については、危険度をふまえた計画的な整備が必要です。
- 消費生活相談においては、多種多様で専門的な知識が必要となっていることから、その体制を強化することが必要となっています。

▶ 主な事業・取り組み

内 容

- 1) 警察、東近江地区交通安全推進会議、交通安全協会などと連携し、交通安全教育・学習を行い、交通安全意識の高揚を図るとともに、住民による、自主的な取り組みを支援します。
- 2) 危険度の高い通学路や生活道路を警察や日野町防犯自治会、各地区自主防犯団体などと連携して点検し、必要に応じて改良や防犯灯の設置などを行うとともに、交通安全施設の計画的な整備に努めます。
- 3) 警察や日野町防犯自治会、各地区自主防犯団体などにより、子どもや高齢者などへの声かけや見守りを活発にし、地域のきずなを強め、事件・事故の未然防止に努めます。
- 4) 架空請求や多重債務、悪徳商法被害などの消費生活に係るトラブルに対する相談体制の強化を図るため、滋賀県消費生活センターなどの関係機関と連携するとともに、人材の育成に取り組みます。
- 5) 消費者自身が正しい知識を身につけられるよう、さまざまな機会を通じて啓発を行うとともに、消費者団体の活動自立を支援します。



歳末特別警戒パトロール出陣式



東桜谷地区安全なまちづくり協議会による交通立番

施策(35) 地域ぐるみで安全な生活道路の整備を進める

▶ 施策がめざすべき方向性

生活道路は、日常の暮らしにおいて欠くことのできないものであり、行政による整備とともに、住民自らも地域の道路をまもり、整備する「道普請^{みちぶしん}」などの取り組みを進めます。

▶ 施策の現状

内 容

- 渋滞箇所、狭小箇所の解消のため、道路の新設改良とともに、側溝改良などによる道路の改修を行うなど、すべての利用者にとって、安全で快適な生活道路の整備に努めています。また、通学路の歩道整備を進めています。
- 町道においては、建設工業会およびシルバー人材センター等と連携し、除草、除雪対策などの維持管理に取り組んでいます。
- 県管理の国・県道においては、適切な維持管理や道路整備を推進するよう、働きかけています。
- 地域の道路は、地域でまもることから、地域による除草とともに、町土木工事等補助制度を活用した生活道路整備に取り組んでいます。

▶ 施策の課題

内 容

- 生活道路や通学路の歩道については、計画的な整備が必要です。
- 道路整備については、用地の確保をはじめとして、地元の協力が必要です。また、バリアフリーの視点が必要です。
- 除草・除雪・補修作業については、迅速な対応が必要となっています。
- 生活道路の整備においては、地域で住民が取り組める仕組みづくりが必要です。

▶ 主な事業・取り組み

内 容

- 1) 生活道路や通学路の歩道については、緊急性等をふまえて、計画的な整備を図ります。
- 2) 通行の利便性や安全性に配慮した、人にやさしい道づくりに努めます。
- 3) 生活道路の維持管理においては、パトロールを強化し、地域の協力を得ながら迅速な対応に努めます。
- 4) 除雪作業は、建設工業会の協力を得て、通勤や通学に欠かすことのできない道路を優先するとともに、地域の協力を得ながら、迅速に作業ができるように努めます。
- 5) 住民自らも地域の道路をまもり、維持管理するという道路愛護の気運を盛り上げるよう努めるとともに、資材の提供などによる地域主体の「道普請」を促進します。
- 6) 「町土木工事等補助制度」を活用し、集落内の道路・水路整備の推進や技術的な支援をします。



シルバー人材センターによるボランティア作業

快適で便利なまちづくり

施策(36) こちよい生活環境をつくる

▶ 施策がめざすべき方向性

環境汚染等を防ぐとともに、上水道や下水道、公園や住宅の整備などを進め、暮らしの質を高めます。

▶ 施策の現状

内 容

- 進出企業と公害防止協定を締結し、環境汚染の未然防止に努めています。また、県と連携しながら、工場へ立ち入り調査を実施するなど、公害の早期発見に努めています。
- 生活排水対策推進計画を策定し、水質汚濁の防止に取り組んでいます。また、河川等では水質調査を実施し、公表しています。
- 日野町環境美化に関する条例に基づき、環境の浄化及び美化の取り組みを推進しています。また、県と連携を図りながら、不法投棄の早期発見、早期解決に取り組んでいます。
- 琵琶湖の水を原水とする上水道事業と、平子・熊野地区では簡易水道事業により、安心して安全な水を安定供給しています。
- 下水道整備を進めるとともに、公共下水道および農村下水道への接続を推進しています。また、下水道整備区域外においては、合併処理浄化槽の設置を促進しています。
- 利用者に親しまれ、利用しやすい公園運営に努めています。
- 住宅困窮者が安心して居住できる町営住宅については、適正な維持管理に努めています。
- 公共施設については、ハートビル法^{*}及び誰もが住みたくなる福祉滋養のまちづくり条例に適合する高齢者や、障がい者にやさしい施設整備に努めています。
- 火葬場やし尿処理施設は、広域行政により適正な維持管理と計画的な整備に努めています。

^{*}ハートビル法：高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律。

▶ 施策の課題

内 容

- 公害などの調査・指導の強化のため、専門的な対応が必要となっています。
- 不法投棄の早期発見・解決等には、地域や関係団体との連携が必要です。
- 上水道施設の耐震基準に適合するよう、施設補強や耐震管路への更新が必要です。
- 公共下水道の早期整備と、農村下水道の公共下水道へのつなぎ込みを検討する必要があります。
- 生活・環境向上のため水洗化を促進する必要があります。
- 安全で快適に使用できる公園施設の適切な維持管理が必要です。
- 町営住宅の計画的な建替えや維持・補修が必要です。また、入居者の高齢化も進んでいることからバリアフリー化が必要です。
- 火葬場やし尿処理施設は、広域行政により、今後も計画的な施設整備が必要です。

▶ 主な事業・取り組み

内 容

- 1) 公害などの調査・指導は、県との連携を図りながら専門性を高め取り組みます。
- 2) 地域や関係機関と連携を図りながら、不法投棄の早期発見と早期解決に取り組むとともに、監視の強化など、未然防止対策に取り組みます。
- 3) 上水道施設の耐震化を計画的に進めます。
- 4) 水路河川等の水質保全および生活環境の改善のため、下水道への接続の普及に努めます。
- 5) 上下水道施設の整備を進め、日常生活の利便性向上に努めます。
- 6) 誰もが安心して利用できる公園の整備・管理とともに、災害時の避難所としての機能の充実に努めます。
- 7) 町営住宅の計画的な整備やバリアフリー化を進め、円滑な運営に努めます。
- 8) 高齢者や障がいのある人をはじめ、誰もが安全かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、公共施設の整備に取り組みます。
- 9) 広域行政による火葬場やし尿処理施設の適正な運営や計画的な施設整備に努めます。



川遊び

快適で便利なまちづくり

施策(37) ひととまちを結ぶ交通体系の整備を進める

▶ 施策がめざすべき方向性

住民や利用者とともに、町営バスなどの身近な公共交通を検討し、充実を図ります。また、広域的な公共交通網及び道路網についての必要性を十分に検討し、進めます。

▶ 施策の現状

内 容

- 町営バスを小型バス5台により町内のほぼ全域で運行し、新規の乗り入れやバス停の増設などにより、利便性の向上を図っています。また、利用動態調査等により、効率的なダイヤの編成に努めています。さらに、バス事業者と連携し、民間路線バスの利用を促進しています。
- 県と沿線市町で構成するびわこ京阪奈線（仮称）鉄道建設期成同盟会に加入し、近江鉄道の利便性の向上や利用促進に取り組んでいます。また、滋賀県草津線複線化促進期成同盟会に加入し、日野町から京阪神へのアクセスに重要なJR草津線の利便性の向上や、利用促進に取り組んでいます。
- 県管理の国・県道については、適切な維持管理や道路整備を推進するよう、働きかけています。また、道路整備に伴う、用地の円滑な確保のため、地元期成同盟会の体制を整え推進しています。
- 名神名阪連絡道路などの主要幹線道路の整備促進に向け、関係市町と連携し取り組んでいます。

▶ 施策の課題

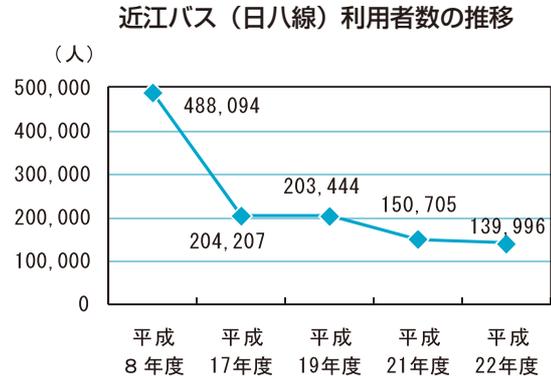
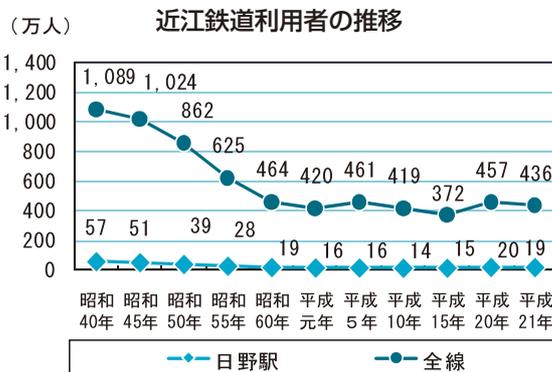
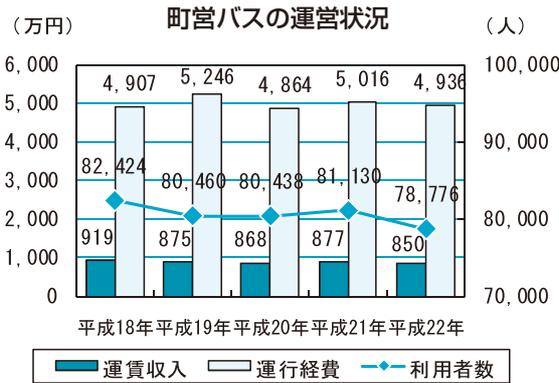
内 容

- 町営バスなどの公共交通機関を乗り入れていない空白地域への対策が必要です。
- 高齢社会の進展に伴い、通院や買い物などのニーズに沿ったルートの設定やバス停の配置、バリアフリー化などバスを利用しやすい環境の整備が必要です。
- 公共交通の利用者が減少しており、エコ交通の啓発とともに利用促進を図ることが必要です。
- 町外へのアクセスを維持・向上するためには、民間路線バス及び近江鉄道の利便性の向上と利用促進が必要となっています。
- 近江鉄道日野駅舎の老朽化が著しいため、改修等が必要となっています。
- 国・県道については、歩行者・自転車の安全な通行を確保するとともに、バイパスなどの整備を推進することが必要となっています。
- 利便性向上のため、名神高速道路、新名神高速道路への主要幹線道路の整備が必要となっています。

▶ **主な事業・取り組み**

内 容	
1)	公共交通空白地帯の解消に向けて、デマンドタクシーなどの運行を試行し、運行地域の拡大を検討するとともに、町営バスの車両更新時にあわせた、小型化、バリアフリー化、デマンド運行等を検討します。
2)	公共交通の利用促進のために、町営バス利用者のニーズを反映したダイヤやルートの設定、バス停の配置に取り組むとともに、交通機関間の接続の向上をバス・鉄道事業者へ働きかけます。また、住民へマイカーに依存した社会体質から、人と環境に優しいエコ交通の利用を呼びかけ、意識高揚を図ります。
3)	環境乗車券（ワンコインエコパス）等の利用を事業所へ啓発するなど、事業所をはじめ、住民のマイカー利用からの転換を促進します。また、鉄道事業者や沿線市町と連携しながら、観光イベント等を通して利用者増に向けて取り組みます。
4)	びわこ京阪奈線（仮称）鉄道構想*の実現に向けて、既存鉄道の利用促進を図るとともに、構成市町と連携し推進します。
5)	近江鉄道日野駅舎整備については、町の玄関口として相応しく、現駅舎のレトロ感の良さを活かした観光スポットとしての施設となるよう、鉄道事業者や住民等と連携し、取り組みます。
6)	国・県道については、適切な維持管理をはじめとして、歩行者・自転車の安全な通行を確保する歩行者自転車道やバイパスなどの整備を県へ働きかけます。
7)	道路基盤の確立に向けて、名神高速道路・新名神高速道路へのアクセス道路（名神名阪連絡道路等）、主要幹線道路等の整備を関係市町と連携し、推進します。

*びわこ京阪奈線(仮称)鉄道構想：近江鉄道と信楽高原鐵道の既存ルートを活用し、信楽以西は新線により京都府南部地域を経て大阪方面へ鉄道で結ぼうとする構想のこと。構想の推進にあたっては、既存鉄道のより一層の利用促進を図っていく必要があります。



快適で便利なまちづくり

施策(38) 三方よしの都市計画を進める

▶ 施策がめざすべき方向性

市街地、農山村などそれぞれの魅力を活かした計画的な土地利用を図ります。

▶ 施策の現状

内 容

- 土地区画整理事業により、良好な住宅地の整備を促進し、新しい市街地の形成を進めてきました。また、地区計画※を利用し、個性的な町並み景観を備えるために取り組まれている地域があります。
- 計画的に土地利用を見直し住みよいまちづくりを進めています。
- 工業団地への企業進出が進む中、一部の工業系地域が未開発となっています。
- 農業を守り、発展させていくため、優良農地の確保に取り組んでいます。
- 国土利用計画、都市計画マスタープラン及び農業振興地域整備計画の整合性を図りながら、土地利用を進めています。

※地区計画：地区の特性を生かしたまちづくりのルールを定め、計画的により良いまちへと誘導していく制度。

▶ 施策の課題

内 容

- 周辺集落や旧市街地では空き家が増えていることから、それぞれの地域の特性を活かした均衡ある居住の促進と維持が必要となっています。
- 商業系地域では、中心市街地や国道沿線における商業の活性化を図る取り組みが必要となっています。
- 既存工業系地域の有効利用と需要に応じた、工業系地域の確保が必要です。
- 優良農地の転用や農業者の高齢化・後継者不足等による、耕作放棄地の増加を止める方策が必要です。

▶ 主な事業・取り組み

内 容

- 1) 都市計画マスタープランにより、地域の特性を活かした、住民主体の地区計画の設定に取り組みます。また、旧市街地では、環境の保全に配慮しつつ、安全性の向上とゆとりのある快適な環境の確保を図り、農業地域の集落等においては、自然景観や田園景観の保全に配慮した住宅の誘導に努めます。
- 2) 空き家情報登録制度などの活用により、住みなれた居住環境の保全と地域活力の維持を図ります。
- 3) 中心市街地における商業地は、まちのイメージと伝統を活かしつつ、消費者のニーズに対応した特色ある商業地の形成を商工会等と連携し、推進します。また、国道沿線等を中心に配置されている商業地は、中規模な郊外型店が立地してきており、地元商業との相乗的な発展に努めます。
- 4) 未利用の工業系地域については、利用を促進するとともに、優良企業の誘致を推進します。また、新たな需要に対応するため未開発地の整備を促進し、さらには新しい工業系地域の確保に努めます。
- 5) 農用地は、多面的な機能を持っていることから、良好な管理を通じて、保全に努める必要があるため、優良農地の確保・保全に努めるとともに、担い手等が農用区域内の土地を、円滑に集積できるよう支援します。
- 6) 地域の農業者や団体等と連携して、耕作放棄地の解消に努めます。
- 7) 国土利用計画、都市計画マスタープランおよび農業振興地域整備計画の整合性を図りながら土地利用を進めます。

都市計画道路の整備状況

(m)

路線名	位 置		区 域			整 備 状 況		
	起 点	終 点	延 長	車 線 数	幅 員	改 良 済	概 成 済	整 備 済 計
八日市日野線	東近江市寺町	日野町日田	10,500	4車線	22	490	170	660
日野中央線	日野町松尾	日野町村井	2,040	2車線	14	1,570	430	2,000
松尾村井線	日野町松尾	日野町村井	1,710	2車線	18	1,710	—	1,710
日野松尾線	日野町松尾	日野町河原	590	2車線	18	590	—	590
北脇奥之池線	日野町北脇	日野町奥之池	1,140	2車線	12	—	1,140	1,140
計			15,980			4,360	1,740	6,100

